

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊診療手当）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 医師等の診療科に応じ次に定める額</p> <p>ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院の技術料の合計に<u>1,000分の373</u>を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院の医師等の合計人数で除して得た額</p> <p>イ （略）</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（応援診療手当）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前項第2号の業務 1回につき<u>2万円</u>（従事時間が5時間に満たない場合にあつては<u>1万円</u>）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（特殊診療手当）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 医師等の診療科に応じ次に定める額</p> <p>ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院の技術料の合計に<u>1,000分の377</u>を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院の医師等の合計人数で除して得た額</p> <p>イ （略）</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（応援診療手当）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前項第2号の業務 1回につき<u>7,000円</u>（従事時間が5時間に満たない場合にあつては<u>3,500円</u>）</p> <p>(3) （略）</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。